

まだ道半ば 職員の意識改革と 新たな取組

予防専従員だけではない
職員全体で予防の発展を

岡崎市消防本部
予防課特別査察係



はじめに

以前の岡崎消防における査察状況は、違反是正はもちろんのこと、それ以前に定期的な立入検査さえもまともにできていない状態であり、大量の未査察対象物が存在していたのだ…

そんな中、現在までに様々な組織改革が行われ、少しずつではあるが進化してきた。時代の流れからは明らかに劣勢状態であった当市の査察業務において、この数年間で実施してきた職員に対する「査察業務意識向上計画」と事業所関係者に対する「違反を生まないための取組」についていくつか紹介し、同様の悩みを抱えている消防本部の参考になればと思う。

予防査察の体制

当消防本部は1本部3署2分署5出張所、職員数389人。予防査察の体制は、本部予防課(日勤19人)のうち6人が査察専従員であり、また3署のうち2署に予防管理係が3人ずつ配置され、計12人が当市の日勤査察員である。防火

対象物数は約16,000棟。日勤査察員のみでは全ての防火対象物への定期査察及び違反是正は難しいため、消防署の隔日勤務者にも多くの査察の実施が求められる状態である。役割としては、本部予防課は原則として違反処理移行違反が存する対象物を管理し、それ以外の対象物は、消防署(日勤、隔日勤務)の職員で立入検査と初期指導を行っている。

時を戻そう…5年前の状況は？

当時の日勤査察員は予防課員のうち7人のみであり、査察以外の予防業務の多くを兼任していた。消防署に日勤査察員は配置されておらず、隔日勤務者が管理している査察対象物は、「単一用途」、「非特定防火対象物」、「防火管理非該当」、「屋内消火栓設置義務なし」が条件だった。査察サイクル等の策定や年間ノルマもなく、予防課の管理対象物数約8,000棟に対して年間査察は約700棟。加えて「違反処理」という概念もほぼなかった…。消防署からは、「査察は予防

課の仕事だから、仕方なくやっている。」、「査察なんておれには一生関係ない。」との声が聞かれ、「査察は必要な業務」と感じている消防署員は決して多くなかった。そのような状態はみなさんの消防本部でも過去にあったと思う。

組織改革

- ①平成28年度
違反処理及び全市の査察コントローラーとして本部予防課に「特別査察班」を新設
- ②平成29年度
消防署と予防課の管理対象物の変更
査察サイクルの策定
- ③平成31年度
岡崎市消防本部として初めて消防署に毎日勤務である予防査察を専従とする「予防管理係(日勤)」を新設
組織改革だけではまだ足りない。実務者である消防職員への意識改革。これが最も必要だった。

消防職員に対する「査察業務意識向上計画」

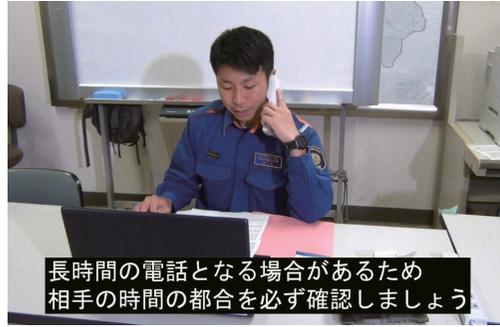
組織改革②により、隔日勤務者は「特定用途」や「屋内消火栓設置義務対象物」への立入検査を初めて行う形となった。予防課経験者が非常に少ないことに加えて、査察サイクルとして「ノルマ」を課すことから大きな反発が容易に推測できた。反発派の職員ばかりではないが、岡崎消防全体の底上げを目指し、「査察業務意識向上計画」を遂行することとした。

ゼロ予算で…

「査察業務意識向上計画」を遂行するにも原則お金をかけることができなかった。研修会として職員を集めようにも隔日勤務者には、時間外手当が必要となり実施は難しかった。

○消防署所への出前講座

そこで、予防課係員が直接消防署所へ出向し、査察業務の必要性、査察の着眼点など、基礎的な部分について研修を行った。出前講座では、査察業務に後ろ向きな職員に対して直接丁



教養動画の一部抜粋

寧に、査察業務は他人事ではないことを伝えることが主な目的でもあり、約2年間で約90回の出前講座を行った。査察実務者に対しては、知識や技術、査察業務への理解は向上してきたが、まだまだ足りないと感じたため、係長以上の職員を対象に予防課長自らが出向し、「査察の重要性と今後の査察業務の推進」についての出前講座を20回追加することで、より多くの職員に理解と協力を呼び掛けた。

○OJT研修

隔日勤務者が予防課で一日勤務を行い、実務を経験することで、知識や技術を習得してもらった。原則一人ずつの受入れであり、隊編成に影響しないことが前提であるため強制的な研修で



金融機関に掲示されたポスター

はなかったが、1年間で約30日、計15人ほどの職員が手を挙げ研修を受けてくれた。査察の経験はもちろんのこと、受付業務や設備の設置検査など、予防課がどのような業務を行っているのかを実際に体験したことが高評価に繋がっている。

○教養動画研修

模擬の立入検査研修に加え、当市も携わった消防庁企画の「立入検査の教養シミュレーション動画」を使用し各消防署での研修を行っている。一般的な実務に関する動画を複数作成し、出前講座や研修会という形以外にも、いつでも誰でもパソコンさえあればデスクで好きな時間に研修を受けられる、この時代ならではの新しい形をとり教育を行っている。



愛知県宅地建物取引業協会が実施する研修会

過去5年間、上記のような内容で「査察業務意識向上計画」を行ってきた。その結果、一つの指標として予防技術検定の受検者が大幅に増加したのだ。当市の予防技術資格者の運用は、5年ほど前に要綱を改正し、査察を行う隔日勤務者でも検定受検を可能としている。予防技術資格者の認定は日勤の予防専従員での配属が必要となるが、多くの職員の受検を可能とすることで職員全体の底上げを考えた。

結果、毎年4~5人ほどの受検者数だったが、過去4年間で100人以上の職員が予防技術検定を受検してくれた。この5年間、必死の思いで意識改革を進めてきたことが実を結んだものと考えている。

事業所関係者に対する「違反を生まない取組」

これまで、一般火災予防の普及啓発は常に取り組んでいたところであるが、査察業務に関する「違反を生まない取組」にはあまり力を入れていなかった。違反対象物公表制度実施の広報を皮切りに、進めてきた内容を紹介する。

○「知らない間に消防法令違反していませんか?」のちらし、ポスターの配布

ちらしについては、カラーの両面刷りのみならず、見開きのリーフレットを作成し、様々な方

法により周知を図った。

- ・市政広報誌への掲載や回覧板によるちらしの回覧
- ・各事業所団体へちらしを送付
食品衛生協会、医師会、歯科医師会、ホテル旅館業組合、遊技業協同組合など
- ・市内の金融機関、大規模商業施設、官公庁、不動産業者、コンビニエンスストアなど、事業を営む関係者や多くの市民が訪れる場所にポスターを掲示

また、リーフレットについては、消防法令違反になりやすいケースをいくつか掲載することで、事業所関係者への周知のみならず、消防職員への教養にも効果が得られた。

○事業所関係者の方々へ! 消防法令違反にならないために…の動画を作成

全国初!? の試みとして、違反になりやすいケースをちらしのみならず動画として作成し、事業所関係者に周知している。その内容は、とある事業所の社長とその従業員が、無断で増改築、用途変更、有効開口部の閉鎖、危険物の大量貯蔵等を行ってしまい、その後の消防立入検査で違反が発覚してしまうというものである。設置されている消防用設備等の維持管理というよりは、「未設置違反」や「防火管理者未選任

違反を生まないための広報動画の一部抜粋

❌ 違反是正

違反」のような違反にフォーカスしている。理由は大半の事業所関係者が、増改築等で消防法令違反になるという認識が薄いと考えるからである。また、最終的には、動画内のような増改築や用途変更を検討する際は、「消防へ必ず事前相談してください！」という内容を強く訴えているものである。違反を生まないための広報としてちらしを作成し運用していたが、動画として見てもらうことで、紙面にはないインパクトを与えることができ、消防への事前相談がいかに双方にとってメリットがあるかを十分理解いただけるものと思っている。また、事業所関係者がいつでもこの動画を確認できるよう岡崎市公式YouTubeでも配信している。

○事業所関係者が集まる各種会議、講習会への参加、メルマガの配信

ちらし等を用いて、消防法令違反についての講習を実施し、動画の放映についても時間の都合上可能である団体には実施している。主な連携団体は以下のとおりである。

- 食品衛生協会が実施する講習会 年9回(計1,000人以上)
- 愛知県宅地建物取引業協会が実施する研修会

年1回 800人

- 西三河宅地建物取引業協会が実施する研修会 年1回 80人
- 建築士会が実施する研修会 年1回 数十人
- 岡崎商工会議所のメルマガ配信 3,000アカウント

その他にも事業所関係者が集まる研修会等に我々消防が参加できるよう、各団体等には日ごろから協力を依頼しており、今後もより一層周知に努めていきたいと考えている。

さいごに

冒頭でも述べたとおり当市の取組は、他消防と比較して明らかに劣勢状態である。この数年間で消防職員への意識改革や事業所関係者への取組について進化を重ねているが、まだ道半ば。他の業務と比較すると査察業務における劣勢状態はまだまだ続いている。どの業務も同様だが、時代の流れがあるにもかかわらず、毎年同じことを淡々とこなすのはナンセンスだ。「停滞は衰退」であり、今後も進化の一途をたどることで、岡崎の予防業務を向上させ、市民の安心安全に繋げていきたい。

メモ



岡崎城

